



中小企業・小規模事業者を応援します

平成26年度補正予算案

～地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策～

中小企業・小規模事業者対策 のポイント

取引価格の適正化に取り組めます

資金繰り・事業再生を支援します

ものづくり・商業・サービス革新

省エネ設備の導入を支援します

小規模事業者の持続化・創業を目指す方

地域資源の活用を応援します

人材の確保・育成を支援します

事業承継の円滑化に取り組めます

詳しい情報は、中小企業庁ホームページや中小企業庁が委託して運営する支援ポータルサイト「ミラサポ」でご覧いただけます。



ミラサポ

検索



取引価格の適正化に取り組みます

お問い合わせ先:①②中小企業庁取引課 03-3501-1669

③中小企業庁財務課 03-3501-5803

④中小企業庁消費税転嫁対策室 03-3501-1502又は1503

➤ 円安による原材料・エネルギーコスト増加分の取引価格の適正化

①平成26年12月16日の政労使会議で確認された「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」に基づき、政労使が一致協力して、仕入れ価格の上昇などを踏まえた取引価格の適正化に総合的に取り組みます。原材料・エネルギーコストの適正な価格への上乗せなど、取引の適正化について、様々な機会を活用して、要請しています。

②下請代金法に基づき、大企業約200社に対する立入検査を集中的に行います。また、消費税転嫁Gメンも、消費税の転嫁状況とともに、原材料・エネルギーコスト増加分が価格に適正に上乗せできているか、厳正に確認を行っています。さらに、全国の「下請かけこみ寺」や商工会・商工会議所等において、原材料・エネルギーコスト増に関する相談を受け付けています。

➤ 消費税転嫁対策

予算額 37億円

③消費税の円滑な転嫁に向け、中小企業団体などと連携して、相談窓口の設置や専門家派遣などを通じた、きめ細かなサポートを行います。

④消費税分の価格への上乗せを拒否するなどの違反行為を取り締まるため、全事業者への書面調査を実施するとともに、消費税転嫁Gメンが積極的に情報収集や検査などを行います。

資金繰りや事業再生を支援します

予算額 1,380億円

※財務省計上709億円含む

お問い合わせ先:中小企業庁金融課 03-3501-2876

➤ 中小企業・小規模事業者への資金繰り支援

①日本政策金融公庫や商工中金が、原材料・エネルギーコスト高などの影響を受ける中、資金繰りに困難を来たす中小企業・小規模事業者や省エネ投資を促進する事業者、また、女性等による創業や円滑な事業承継など地域における前向きな取組を行う事業者、さらに、NPO等の新たな事業・雇用の担い手に対する融資を行います。

～ 継続・拡充・創設する主な融資制度 ～

●原材料・エネルギーコスト高対策

- ・「セーフティネット貸付」の継続・拡充（運転資金）：利益率が低下している場合や厳しい業況にあり認定支援機関等の経営支援を受ける場合に、金利を最大0.6%（小規模事業者は最大0.8%）引き下げます。

⇒ 貸付限度額：中小企業事業・商工中金7億2,000万円、国民生活事業4,800万円

- ・「省エネルギー促進融資」の創設（設備資金）：利益率が低下している中で、省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する場合に、金利を0.65%引き下げるとともに、従来とは別枠の貸付限度額とします。

⇒ 貸付限度額（別枠）：中小企業事業7億2,000万円、国民生活事業7,200万円

●創業支援・地方創生関連

- ・「創業支援貸付利率特例制度」の創設：創業前や創業後1年以内の場合に、金利を0.2%（女性や若者、U/Iターンによる創業者は0.3%）引き下げます。

- ・「事業承継・集約・活性化支援資金」の創設：事業の承継等に当たり、安定的な経営権の確保や付加価値向上などを行う場合に、金利を0.4%引き下げます。

⇒ 貸付限度額：中小企業事業7億2,000万円、国民生活事業7,200万円

※資本金劣後ローンを、従来とは別枠の貸付限度額（中小企業事業3億円、国民生活事業4,000万円）で利用することが可能です。

② 信用保証協会が、地域金融機関と連携して経営支援を実施し、また、経営力強化保証※等による借換保証を推進することにより、経営支援と一体となった資金繰り支援を行います。また、災害対応を支える信用保証の迅速化・柔軟化を図ります。

※中小企業・小規模事業者が金融機関や税理士等の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免(概ね▲0.2%)し、経営の状態を改善する取組を強力的にサポートする制度です。

- 借換保証：既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換える際、複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担が軽減されるほか、新たな据置期間の設定も可能です。

- 信用保証協会による積極的な経営支援：経営の安定に支障が生じ、条件変更を繰り返す中小企業・小規模事業者などの経営改善を促進するため、信用保証協会において、地域金融機関等と連携した経営支援の取組を一層強化します。

- 自然災害への対応の強化：近年の自然災害（大雨等）増加を踏まえ、セーフティネット保証4号について、災害救助法が適用された時点で発動するなど、運用基準を弾力化し、自然災害に対し迅速かつ柔軟に対応することで、被災中小企業・小規模事業者の一層の安全・安心を確保します。

➤ 中小企業・小規模事業者への事業再生支援

- ③ 中小企業再生支援協議会の支援体制を強化し、中小企業・小規模事業者に対する抜本的な再生計画の策定支援を加速していきます。

【補助金関係】

ものづくり・商業・サービス革新を支援します 予算額 1,020億円

お問い合わせ先: 中小企業庁技術・経営革新課 03-3501-1816

➤ ものづくり・商業・サービス革新補助金

○新しい商品・サービスの開発や業務プロセスの改善、新しい販売方法の導入など、中小企業・小規模事業者が取り組む事業革新の費用の2/3を補助します。今回は、共同体で行う設備投資なども支援対象に追加します。

補助対象: ①新しいサービス、新商品・試作品の開発

②複数者が共同で取り組む設備投資等

※②については、創業間もない企業や小規模事業者は申請書類が簡素化されます。

補助上限額: ①1,000万円 ②共同体で5,000万円(500万円/社)

※設備投資をせずにサービス開発をすることもできます(上限700万円)

省エネ設備導入を支援します

予算額 930億円

お問い合わせ先: 資源エネルギー庁省エネルギー対策課 03-3501-9726

➤ 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

①最新モデルの省エネ機器・設備を対象に、費用の1/2を補助します。その際、導入前後のエネルギー使用量の提出を省くなど申請手続きを簡素化します。

②このほか、工場・オフィス・店舗等の省エネに資する設備の更新・改修についても費用の1/2を補助します。(エネルギー管理支援サービスを活用した場合は2/3)

小規模事業者を応援します

予算額 252億円

お問い合わせ先: 中小企業庁小規模企業振興課 03-3501-2036

➤ 小規模事業者の持続化支援

①小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓の費用(チラシ作成費用や商談会参加のための運賃など)の2/3を補助します(持続化補助金)。また、①複数の事業者が連携した取組や②雇用対策・買い物弱者対策への取組を行う事業者に対しては重点的に支援(補助上限のアップ)します。

補助上限額: 50万円(①500万円、②100万円)

②既存の商圈を超えた広域に販路を拡大しようとする小規模事業者を対象に、物産展や商談会の開催、国内外のアンテナショップやインターネットによる販売支援などを行います。

創業を目指す方を応援します

予算額 50億円

お問い合わせ先:①③中小企業庁創業・新事業促進課 03-3501-1767
②中小企業庁財務課 03-3501-5803

➤ 創業・第二創業促進補助金

- ①創業費用の2/3を補助します。 補助上限額:200万円
- ②事業承継を契機として既存事業を廃業し、業態変換する際(第二創業)にかかる費用(廃業コストを含む)の2/3を補助します。
補助上限額:1,000万円
- ③産業競争力強化法に基づき、市区町村と連携する創業支援事業者※による、経営相談や交流会の開催などの取組を支援します。
補助上限額:1,000万円、補助率:2/3
※商工会議所・商工会や地域金融機関(地銀・信金等)、一般社団・財団法人、NPO法人など

地域資源の活用を応援します

予算額 40億円

お問い合わせ先:中小企業庁創業・新事業促進課 03-3501-1767

➤ ふるさと名物応援事業

- ①中小企業・小規模事業者が、地域資源活用や事業者連携により行う商品・サービスの開発等にかかる費用の2/3を補助します。
補助上限額:500万円、1,000万円
- ②小売事業者等が、製造事業者と連携して「ふるさと名物」などの販路開拓に取り組む際にかかる費用を補助※します。 補助上限額:1,000万円
※大企業への補助率は1/2、中小企業等への補助率は2/3
- ③複数の中小企業・小規模事業者が、「ふるさと名物」などを地域ブランド化するための取組を行う場合、その費用の2/3を補助します。補助上限額:2,000万円
- ④地域資源を海外展開させるため、国内外の専門家などを活用して行う、ものづくり、食、観光等の地域資源の発掘や、海外向け商品の開発等の取組を支援します。

※ふるさと名物については、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」による「ふるさと名物商品券」を活用して、消費を喚起します。

中小企業庁では、補助金申請書類作成負担軽減のため、**原則3枚以内**にします！
賃上げや人材育成等に積極的な企業を優先的に採択します！

人材の確保・育成を支援します

予算額 60億円

お問い合わせ先: ①中小企業庁経営支援課 03-3501-1763
②経済産業政策局産業人材政策室 03-3501-2259
③製造産業局参事官室 03-3501-1689

➤ 中小企業・小規模事業者人材対策事業

- ①地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から、地域の中小企業・小規模事業者が即戦力として必要とする人材を発掘し、紹介・定着までを一貫支援します。
- ②「地域人材育成コンソーシアム」を組成し、地域の複数の中小企業・小規模事業者による出向や共同研修等を通じて、地域の企業における人材育成を支援します。
- ③ものづくり中小企業・小規模事業者の現場で働く人材を育成するための研修費用の2/3を補助します。

事業承継の円滑化に取り組みます

予算額 24億円

お問い合わせ先: 中小企業庁財務課 03-3501-5803
中小企業庁小規模企業振興課 03-3501-2036

➤ 中小企業新陳代謝円滑化普及等事業

- 平成27年1月の相続税引上げ、事業承継税制拡充の施行、小規模企業共済制度の見直しなどにあわせて、事業承継・廃業などに関する施策・制度の講習会・説明会の開催や、個別相談員の派遣などを行います。

※このほか、商店街の活性化のために、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」により、地方公共団体が、「プレミアム付商品券」発行や創業支援等を実施できます。

経済産業関係 平成27年度 税制改正の イント

I. 法人税改革 - 法人実効税率の引下げ -

- ◆ 法人税改革の初年度である平成27年度税制改正においては、法人実効税率（標準税率ベースでは34.62%※）を2.51%引き下げ、先行減税を確保し、法人税改革を起点とし、賃上げ、設備投資、下請・中小企業への波及などを通じて経済の好循環を実現する。※東京都ベースでは35.64%
- ◆ さらに、平成28年度においては、初年度に決定された段階的引下げにより、3.29%まで引き下がる。税率引下げ幅の更なる上乗せを図る。平成29年度以降も、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続。



- ◆ なお、平成27年度改正において、**中小企業等の軽減税率（15%）は2年延長**。加えて、**中小企業に対する外形標準課税は「慎重に検討を行うこととする」**。

II. 研究開発税制の強化・重点化

- ◆ 企業のオープンイノベーション（外部の技術・知識を活用した研究開発）を促進し、我が国のイノベーション・ナショナルシステムの強化を図るため、オープンイノベーション型の抜本的拡充を実現（①控除率の大幅引上げ（現行12%→大学・特別試験研究機関等との共同・委託研究：30%、企業間等：20%）②控除上限の別枠化（法人税額の5%）③中小企業等の知的財産権の使用料等を対象化）総額型（25%）とオープンイノベーション型（5%）を合わせ、**控除上限30%を維持**。
- ◆ 長期的な研究開発に不可欠な**恒久措置の維持**。

III. 地方拠点強化税制の創設

- ◆ 地方創生を実現するため、東京からの移動や地方企業の拡充等による企業の地方拠点の強化に対して、**オフィス投資減税（最大25%の特別償却又は7%の税額控除）や雇用促進税制の特例（増加雇用者1人当たり最大80万円の税額控除等）を創設**。自治体独自の減税措置に対する減収補填措置も併せて創設。

V. 中小企業・地域

- ◆ **中小企業者の事業承継を円滑化させる税制措置の強化等**
中小企業における事業承継の円滑化を図るため、事業承継税制を拡充。個人事業者の事業承継等に係る税制措置については、総合的に検討。
- ◆ **商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長**
消費税率の再引上げに備えるべく、商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備を導入した際の軽減措置について、適用期限を2年延長。

VI. 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策の財源の確保について

- ◆ **【平成27年度 与党税制改正大綱 検討事項（抜粋）】**
森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。

法人税改革に伴う課税ベースの拡大	■ 拡大項目 ○ 拡大に伴う配慮
<ul style="list-style-type: none"> ■ 外形標準課税の段階的な拡充【H27年・H28年】 所得割：3/4⇒5/8⇒1/2 資本割・付加価値割：1/4⇒3/8⇒1/2 ○ 賃上げ分の付加価値額からの控除 ○ 付加価値額40億円未満の企業の負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受取当等益金不算入制度の縮減 ＜持ち株比率：益金不算入比率＞ 〔改正前（25%未満：50%、100%以下：100%） 改正後（5%以下：20%、33.3%以下：50%）〕 ○ 負債利子控除の廃止
<ul style="list-style-type: none"> ■ 繰越欠損金控除制度の段階的な見直し 控除限度額：80%⇒65%⇒50%【H27年・H29年】 ○ 繰越期間の延長（9年⇒10年）【H29年】 ○ ベンチャー・再建中企業への特例（7年・100%） 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 政策的必要性を踏まえた租特の見直し （生産等設備投資促進税制等の廃止） 等

IV. 車体課税の見直し

- ◆ **自動車取得税・自動車重量税**
エコカー減税について、2020年度燃費基準への切替えを行うとともに、自動車の需要喚起の観点から、2015年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を引き続き減税対象とし、新たな減税枠を設ける拡充措置を講じる。
- ◆ 2015年度燃費基準達成の新車について、自動車重量税の「当分の間税率」ではなく、本則税率を適用。
- ◆ **自動車税**
消費税率10%段階の車体課税の見直しにおいて、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス等を踏まえて議論。
- ◆ **軽自動車税**
環境性能に優れた軽自動車に対する軽減措置の導入。
- ◆ **一輪車の税率引上げ時期について、平成28年度へ1年間延期。**

◆ 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大

- ◆ 商店街やショッピングセンター等において、各店舗の事業者が行う免税販売に係る手続を第三者に委託（ワンストップ化）することを可能とする制度を創設。
- ◆ **中心市街地活性化のための税制措置の延長**
地域・コミュニティの活性化のため、中心市街地活性化法に基づく商業施設等の建物の取得に對し、5年間30%の割増償却制度の適用期限を2年延長。
- ◆ **償却資産に係る固定資産税の抜本的見直し**
国際的に精な償却資産課税の見直しについて、引き続き検討。

VII. 資源・エネルギー

- ◆ **軽油引取税の課税免除の特例措置の延長**
- ◆ **グリーン投資減税（風力発電設備を取得した場合の即時償却）の1年延長**

VIII. 国際課税

- ◆ **外国子会社合算税制の見直し（トリガ一税率：20%以下⇒20%未満 等）**
- ◆ **国境を越えた役務の提供に対する消費税制の見直し**